

企業における研修責任者に対する人権研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業における研修責任者を対象として、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、特に、企業内における人権問題を早急に解決することによって、企業の経済活動の向上に資することを目的として実施する研修について、必要な事項を定めるものとする。

(研修責任者設置対象事業所)

第2条 企業における研修責任者（以下「研修責任者」という。）は、常時雇用する従業員の数が30人以上の事業所に設置するものとする。

2 次のいずれかに該当する事業所にあつては、前項の規定にかかわらず、研修責任者を設置するものとする。

(1) 積極的に研修責任者を設置したい旨申し出があつた事業所

(2) 差別事件又はこれに類する事象を引き起こした事業所

(研修責任者の選任)

第3条 研修責任者は、事業所の中で監督者の職階にある者又はこれに相当する者から選任するものとする。

なお、必要に応じて複数の研修補助者を置くことができる。

(研修責任者の選任状況の把握)

第4条 研修責任者の選任を行った事業主（以下「事業主」という。）は、別記第1号様式により知事に報告するものとする。

2 事業主は、研修責任者を変更した場合は、速やかに別記第1号様式により知事に報告するものとする。

3 前2項の報告は、所管する振興局長を経由して行うものとする。

4 第1項及び第2項の報告を受理した振興局長は、別記第2号様式を添付して商工観光労働部長あて進達するものとする。

(研修の実施等)

第5条 知事は、研修責任者に対し必要な研修を実施するものとし、当該研修の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 同和問題の理解と認識に関すること。

(2) 差別意識の解消に関すること。

(3) 人権意識の高揚に関すること。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。